品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第四改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号第二改訂版
三十四の五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（能力審査に係る手数料）	（能力審査に係る手数料）
第二条　機構が法第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	**第二条**　令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額	一　次号に掲げる者以外の者　六百五万七千円
イ　ロに掲げる者以外の者　二百七十四万四千円	
ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　二百六十五万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額	
二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額	二　法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額
イ　ロに掲げる者以外の者　三百三十六万五千円	
ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　三百二十七万一千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額	

品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第三改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版
三十四の五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）